


報道機関各位

令和元年（2019年）5月28日（火）配付

項 目	北海道海面漁業調整規則の改正について											
配付資料	（参考）北海道海面漁業調整規則改正の概要											
内容及び報道に当たったのお願い	<p>趣旨</p> <p>○ 北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則が令和元年5月10日に公布され、同年6月1日から施行されます。</p> <p>内容</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>河口付近等におけるさけ・ますの採捕の禁止等の改正（別表第3関係）</p> <p>○ 道内7河川の河口付近等におけるさけ・ますの採捕の禁止等の規制内容が変更され、このうち、オホーツク総合振興局管内においては次の河川等の規制期間が変更されます。</p> <table border="1" data-bbox="405 1016 1393 1220"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>現行規制期間</th> <th>改正後規制期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>止別川</td> <td rowspan="2">5月1日～8月31日</td> <td rowspan="2">5月1日～12月10日</td> </tr> <tr> <td>興部川</td> </tr> <tr> <td>能取湖</td> <td>6月1日～8月31日</td> <td>（廃止）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ なお、止別川と興部川は平成30年からさけ・ますの増殖事業における位置付けが親魚捕獲河川に変わったことに伴い、昨年、網走海区漁業調整委員会が両河川について、河口付近でのさけ・ますの採捕を制限する委員会指示を発動しました。</p> <p>〔委員会指示内容〕 9月1日から12月10日まで 河口付近におけるさけ・ますの採捕及び定置網漁業等の禁止</p> <p>○ 今回の規則改正は、昨年の委員会指示の内容を盛り込んだ規制内容となります。</p>		河川名	現行規制期間	改正後規制期間	止別川	5月1日～8月31日	5月1日～12月10日	興部川	能取湖	6月1日～8月31日	（廃止）
河川名	現行規制期間	改正後規制期間										
止別川	5月1日～8月31日	5月1日～12月10日										
興部川												
能取湖	6月1日～8月31日	（廃止）										
他のクラブとの関係												
担当窓口	<p>オホーツク総合振興局産業振興部水産課 水産課長 高橋 研司 （漁業管理係長 山蔦恒夫） 直通電話（課長） 0152-41-0653（内線2600） （漁業管理係） 0152-41-0656（内線2621）</p>											

北海道海面漁業調整規則改正の概要

北海道水産林務部漁業管理課

1 ほたてがいの殻長制限の廃止（第 35 条関係）

時折発生する採苗不振の原因が不明のため、産卵母貝の確保の補完措置として殻長制限を規定してきたが、この原因が判明し、当該規定が形骸化している旨の知見が得られたことなどから、今後は漁業権行使規則等により漁協に管理を任せるとし、当該規定を廃止する。

第 35 条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業権若しくは第三種区画漁業権を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りではない。

名称	大きさ
ほたてがい	釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域におけるもの 殻長 10.6 センチメートル未満
	その他の総合振興局管内又は振興局管内沖合海域におけるもの 殻長 8.2 センチメートル未満

2 河口付近等におけるさけ・ますの採捕の禁止等の改正（別表第 3 関係）

(1) 増殖事業河川の見直しに係る規制期間の変更及び規制対象河川の新設等

さけ・ますの増殖事業に係る補完河川・非捕獲河川の捕獲河川への移行に伴い、次のおり海区漁業調整委員会による採捕禁止に係る委員会指示に合わせ、4 河川の規制期間を変更するほか、2 河川を新たに規制河川に加える。

なお、能取湖が平成 30 年 9 月 1 日から漁業法第 84 条第 1 項の規定に基づき海面に指定されたことに伴い、同湖の補完河川指定が解除されたことから、河口規制を廃止する。

	振興局	河川名	現行規制期間	改正後規制期間
既設	渡 島	相沼内川	4 月 1 日～8 月 3 1 日	4 月 1 日～1 1 月 3 0 日
	根 室	元崎無異川	6 月 1 日～9 月 3 0 日	6 月 1 日～1 1 月 3 0 日
	オホー ツク	止別川	5 月 1 日～8 月 3 1 日	5 月 1 日～1 2 月 1 0 日
		興部川		
		能取湖	6 月 1 日～8 月 3 1 日	(廃止)
新設	十 勝	楽古川	(新設)	8 月 2 0 日～1 1 月 3 0 日
	釧 路	幌戸川		

(2) 区域表記の固定化への移行（胆振総合振興局管内錦多峰川）

従前、河口が移動しやすい河川であったが、導流堤の設置により河口が固定化されていることから、規制区域中の左右海岸の表記を、河口からの距離による方式から標柱の建設位置によるものとし、規制区域を固定化する。

	現行区域	改正後区域
左海岸	河口左岸より 300 メートルの位置	苫小牧市字錦岡 771 番地先に知事が建設した標柱の位置
右海岸	河口右岸より 200 メートルの位置	苫小牧市字錦岡 83 番 1 地先に知事が建設した標柱の位置

3 改正規則の施行日

令和元年 6 月 1 日